

小波津・与那城橋が老朽化により、平成29年7月から工事がスタートし、その間通行止めとなっておりましたが、令和3年10月10日に開通となりました。橋の長さは21.9m、幅員は既設の橋の6mから7mとなり、1m広くなっています。

崎原盛秀町長は「工事期間中は地域のアクセス道路が通行止めになり、地域住民の方へ多大な不自由とご不便をおかけしておりました。道路用地の貴重な土地などをご提供

いただきました地権者の皆様、地域の皆様、多くの関係者 の皆様のご理解とご協力に心から感謝いたします」と、お 礼を述べました。

新田宗信平園自治会長は「工事関係者、企業の皆様に対し地域を代表してお礼を申し上げます。地域住民が買い物など日常生活のために利用し、利便性の向上や交通渋滞の緩和などに期待します」と話しました。

# 第2回 西原町がんばる事業者応援金給付について! 申 節受付申

西原町では新型コロナウイルス感染症の影響に伴う沖縄県の緊急事態宣言の影響により、売上高が減少した町内の中小企業・個人事業主を支援するために、沖縄県の営業時間短縮要請の対象外となっている事業者に対して、 応援金を給付しています。

【対象者】・令和3年5月31日以前から西原町内に主たる事業所を有し、今後も事業を継続する予定の者

- ・沖縄県感染防止拡大対策協力金等の対象外となっている中小企業・個人事業者
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により令和3年6月から8月までのいずれかの売上高が、令和2年 (又は令和元年)同月の売上高と比べ20%以上減少している者

※給付要件の詳細について、西原町ホームページをご確認ください。

【給付額】1事業者あたり、法人20万円、個人事業者10万円(前回の応援金を受給した事業者も対象となります。)

【申請期間】令和3年10月1日~令和3年12月20日まで

【申請方法】西原町ホームページをご確認ください。



【お問い合わせ】

産業観光課 商工観光係 ☎098-945-4540 E-mail:syoukoukankou@town.nishihara.okinawa.jp.



申請期限

令和4年3月15日まで

※納期限が令和4年3月31日となる保険

税については令和4年3月31日まで



## 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税減免

世帯の主たる生計維持者の収入が下がった世帯に対し、 保険税が減免される場合があります。

申請期限がありますのでご注意ください。

### 対象となる世帯

#### 減免事由

- 1.主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病(※)を負った世帯
  - ※新型コロナウイルス感染症の病状が重く、回復までに長期間要すると認められる場合
- 2. 主たる生計維持者の事業収入等(事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入)の額が前年の当該収入金額から10分の3以上の減少が見込まれる世帯
  - ※なお、会社都合等の理由により失業し、雇用保険を受給する65歳未満の方について、非自発的失業による国民健康保険税軽減が適用となる場合は、本減免の対象となりません。 #USは

対象となる保険税 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの納期にかかる保険税

申請方法や減免割合など詳細については、町ホームページでご確認、または下記までお問い合わせください。

【お問い合わせ】福祉保険課 賦課徴収係 ☎098-911-9163



### 申告補助業務会計年度任用職員を募集します。

所得税・住民税申告及び令和4年度住民税課税業務に従事する会計年度任用職員を募集します。税に興味のある 方は是非ご応募ください。事前に勉強会をするので税の知識がない方でも大歓迎です。

【業務内容】書類整理、パソコン操作による情報検索および入力、申告受付事務、税務課窓口事務

【対 象】高等学校卒業以上

【人 員】合計4名

【賃金・手当等】月給113,100円(時間外勤務手当有)

【勤務期間】①令和3年12月1日~令和4年3月31日

- ② 令和4年1月4日 ~ 令和4年3月31日
- ③ 令和4年2月1日 ~ 令和4年3月31日 ※期間については相談可能です。

【勤務時間】平日9時~16時(繁忙期は2~3時間程度の時間外勤務有)

【応募方法】履歴書提出後、書類審査の結果を直接ご連絡します。

【お問い合わせ・提出先】総務課 職員係 ☎098-945-5011

